

太田市地区区長会視察研修費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、行政の円滑な運営向上並びに区長及び区長代理としての見識を高めることを目的に地区区長会が行う視察研修事業（以下「研修」という。）に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、この補助金については太田市補助金等に関する規則（平成17年太田市規則第76号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象)

第2条 補助金は、地区区長会に交付する。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象とする事業は、地区区長会が主催する研修事業とする。

(補助金の交付額)

第4条 補助金の交付額は、研修に要する費用の2分の1以内で、27万円を限度に交付するものとする。

(その他)

第5条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年3月28日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日までに、合併前の太田市地区区長会視察研修費補助金交付要綱（昭和49年4月1日太田市制定）の規定によりなされた決定、手続きその他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から適用する。

太田市地区区長会視察研修費補助金交付基準

項 目	内 容	備 考
交通費	<ul style="list-style-type: none"> ・バス等借上料 ・高速、有料道路の通行料金 	
宿泊費	<ul style="list-style-type: none"> ○対象とならないもの ・宴会費 	
食糧費	<ul style="list-style-type: none"> ・視察研修の昼食代、但し酒類は除く 	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・参加対象者に係る保険料 ・入館料 ・車両等の燃料費 	